

令和 8 年 9 月 11 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
何 孟燕	
矢野 エリカ愛	
I BRAHIM I B RAHIM MOHA	
VU CUA VIE T	
隈井 俊夫	
TANG ZHIMI NG	
中村 年昭	

(2枚のうち 2枚目)

[illegible]

令和 8 年 9 月 11 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
何 孟燕	
小浦 伸也	
花登 俊一	
矢野 エリカ愛	
NAVEEN LAKSHAN	
JOSHI ISHWAR	
畑中 ヒロ	

[illegible]

令和 8年9. 11 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
NGUYEN VAN THANG	

令和 8 年 9 月 11 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
BELLO NOUS SARATOU	

令和 8.9月11日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、

区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
CUI QINGBI N	
BELLO NOUS SARATOU	

令和 8 年 9 月 11 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
CUI QINGBI N	
BELLO NOUS SARATOU	
MENSAH GOU DE KOSSIWA	

令和 8 年 9 月 11 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
BELLO NOUS SARATOU	
MENSAH GOU DE KOSSIWA	

令和 8 年 9 月 1 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
BELLO NOUS SARATOU	
MENSAH GOU DE KOSSIWA	

令和 8. 9. 11 日

大阪市長

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定により公告します。
なお、当該送達不能となった文書については、
区役所 窓口サービス課 に保管していますので該当者は申し出てください。

氏 名	備 考
BELLO NOUS SARATOU	
MENSAH GOU DE KOSSIWA	